

お知らせ

国民健康保険の加入、喪失の届出は忘れずに

職場の健康保険などの資格を喪失した時や、職場の健康保険などに加入した時は、国民健康保険の加入・喪失の届出が必要です。国民健康保険の加入・喪失の手続きが遅れると、国民健康保険税を資格が発生した日までさかのぼって納めることとなります。また、喪失の手続きが遅れて、国民健康保険証で病院を受診した場合は、国保が負担した医療費を全額返納していただくこととなりますので、14日以内に忘れずに届出を行ってください。

■届出に必要なもの

○国民健康保険の加入

・職場の健康保険の資格喪失年月日のわかるもの（健康保険資格喪失証明書・離職票等）

○国民健康保険の喪失

・新しく加入した健康保険証（保険証が未交付のときは資格取得証明書）
・国民健康保険証

■届出窓口

保健福祉課 医療給付係

☎ 4 | 2 5 1 1

内線 1 2 5

☆ 4 | 2 5 1 1 0 4

お知らせ

乳幼児等医療費助成制度について

令和6年4月1日から乳幼児等医療費助成制度につきまして、医療費の助成範囲を拡大いたします。

助成内容につきましては、下川町に住所を有する世帯に属し、健康保険に加入している満18歳に達する日（誕生日前日）以後の最初の3月31日までのお子さんが対象であり、入院・通院等に係る健康保険適用の医療費一

部負担額と、指定訪問看護による基本利用料、補装具等制作した費用の一部負担額を全額助成します。ただし、入院時の食事にかかる費用（標準負担金）、薬の容器代、差額ベッド代などの保険外診療は助成の対象外です。（※重度心身障害者医療費助成制度・ひとり親医療費助成制度も同様に18歳までは医療費が全額助成されます。）

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

■担当窓口

保健福祉課 医療給付係

☎ 4 | 2 5 1 1

内線 1 2 4

☆ 4 | 2 5 1 1 0 4

お知らせ

生ごみ処理機・コンポスト容器的購入補助のお知らせ

生ごみの減量化と再生利用を目的として、生ごみ処理機及びコンポスト容器的を購入された人に購入費の一部を補助します。

○補助要件

町内在住者で、町内小売店から購入された人。（過去に補助金を受けた人も対象になります。）

○補助金額

生ごみ処理機

購入費の2分の1以内

で、上限額20,000円

コンポスト容器的

購入費の2分の1以内で、上限額2,000円

○申請方法

生ごみ減量化機器等購入補助金交付申請書（申請書は税務住民課若しくはホームページからダウンロードできます）に必要事項を記載し、領収書を添付の上、税務住民課住民生活係に提出してください。

■お問い合わせ

税務住民課 住民生活係

☎ 4 | 2 5 1 1

内線 1 1 2

☆ 4 | 2 5 1 1 0 3

運転免許証更新時講習
(4月4日から5月9日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)

4月4日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

4月4日(木)午後5時30分

4月22日(月)午後2時

5月9日(木)午後2時

■優良運転者講習(30分)

4月4日(木)午後7時

4月22日(月)午後1時

5月9日(木)午後1時

下川交通防犯センター

■優良運転者講習(30分)

5月7日(火)午後1時

